

# 社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

## 役員等の報酬・費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 池田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定により、本会の役員等の報酬・費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第18条第1項の規定による理事・監事をいう。
- (2) 評議員 定款第6条の規定による評議員をいう
- (3) 評議員選任・解任委員 定款第7条第2項の規定による評議員選任・解任委員をいう。

### (報酬の支給)

第3条 会長の報酬の額は別表のとおりとする。

- 2 前項の規程にかかわらず、常勤の行政特別職、行政職員及び本会職員は報酬を支給しない。
- 3 前項の規程にかかわらず、本人から辞退の申し出があったときは、報酬等を支給しないことができる。

第4条 会長が、月の途中において、新たに就任した場合は、就任の日から日割り計算によって支給し、職を離れた場合には、その日までの報酬を日割り計算によって支給する。

- 2 前項で得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (費用弁償)

第5条 会長を除く役員、評議員、評議員選任・解任委員の費用弁償額は別表のとおりとする。

- 2 別表中1回の費用弁償に該当することとなった者は、その職に就いた日から支給する。
- 3 交通費の実費が別表の費用弁償額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、

旅費を支払うことができる。この場合、別表の費用弁償は行わない。

- 4 職務のため、研修、会議、活動等に参加し、参加費並びに負担金又はこれに類する費用負担があった場合は、その実費負担分を支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償は会議出席等、法人の業務を行う都度支給する。(書面決裁は除く)

- 2 報酬及び費用弁償はその金額を毎月21日に本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。
- 3 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

別表

【会長報酬】

役 職 名	金 額
会長	月額 50,000 円

出勤は週 1 回

【会長費用弁償】

池田町社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程に基づく旅費額に相当する額

【役員（会長を除く）、評議員、評議員選任・解任委員費用弁償】

役 職 名	金 額
副会長	1 回 4,000 円
理事	1 回 4,000 円
監事	1 回 4,000 円
評議員	1 回 4,000 円
評議員選任・解任委員	1 回 4,000 円